

証券コード 3768
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋二丁目16番5号
リスクモンスター株式会社
代表取締役社長 藤 本 太 一

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.riskmonster.co.jp/corporate/ir/stock/meeting/>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3768/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リスクモンスター」又は「コード」に当社証券コード「3768」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、当日の出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、後記3頁をご参照の上、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
※開場は、午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル2階
コングレスクエア日本橋 コンベンションホールAB
3. 目的事項
報告事項
1. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
（株主様へのお願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎インターネットによる議決権行使については後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認ください。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。
- ・事業報告の「主要な営業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
- ◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年6月23日（月曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
  - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

**3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

**4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

## 株主総会ライブ配信・事前質問・事前参加申込のご案内

株主総会当日のライブ配信や事前質問、株主総会への事前参加申込につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」ログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※同封の議決権行使書を紛失された場合、後記7頁記載のお問い合わせにて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

- (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードを、スマートフォン等で読み取ってください。「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ①以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

- ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

### 2. ライブ配信について

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。なお、当日の会場撮影は、ご出席株様のプライバシーに配慮いたしますが、やむを得ずご出席株様が映り込む場合がございます。あらかじめご了承ください。

- (1) 配信日時

2025年6月24日（火曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで  
配信ページは、当日午前9時30分頃よりアクセス可能となります。

- (2) 視聴方法

- ①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリッ

クしてください。

- ②当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「視聴する」ボタンをクリックしてください。

**【ご留意事項】**

- ・ライブ配信をご覧いただいても、会社法上の株主総会への出席とは認められません。そのため、当日の質問や議決権行使、動議の提出を行うことはできません。事前にご質問をされたい場合は、後述の「事前質問について」をご覧ください。また議決権の行使は、事前に書面またはインターネットによりお願いいたします。
- ・ご視聴は株主様に限定させていただきます。
- ・ライブ配信の撮影・録画・録音・保存やSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・何らかの事情によりライブ配信が実施できない場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.riskmonster.co.jp/corporate/ir/>）にてお知らせいたします。

### 3. 事前質問について

株主様より本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に受付いたします。株主様のご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日にご回答させていただく予定としております。

**(1) 受付期間**

招集通知がお手元に届いたときから2025年6月19日（木曜日）午後6時まで

**(2) 登録方法**

- ①ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」をクリックしてください。
- ③ご入力内容をご確認後「送信」ボタンをクリックしてください。

**【ご留意事項】**

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご回答をお約束するものではありません。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

#### 4. 事前参加申込について

ご来場を希望される株主様におかれましては、以下のとおり事前参加申込を行っていただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

##### (1) 受付期間

招集通知がお手元に届いたときから2025年6月20日（金曜日）午後6時まで

##### (2) 登録方法

- ①ログイン後の画面に表示されている「事前参加申込」ボタンをクリックしてください。
- ②必要事項を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」をクリックしてください。
- ③ご入力内容をご確認後「送信」ボタンをクリックしてください。

##### 【ご留意事項】

- ・ご質問や動議を提出する可能性のある株主様は、会場でのご参加をご検討いただきますようお願い申し上げます。インターネットによるライブ配信をご視聴の株主様からのご質問や動議の提出を受け付けることはできませんのでご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

#### 5. 推奨環境について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。なお、以下の環境であっても、通信環境や端末により正常に動作しない場合があります。

|              | PC                                             |                             | モバイル   |        |                  |
|--------------|------------------------------------------------|-----------------------------|--------|--------|------------------|
|              | Windows                                        | Macintosh                   | iPad   | iPhone | Android          |
| OS<br>※各最新   | Windows                                        | MacOS                       | iPadOS | iOS    | Android          |
| ブラウザ<br>※各最新 | Google Chrome、<br>Microsoft Edge<br>(Chromium) | Safari、<br>Google<br>Chrome | Safari | Safari | Google<br>Chrome |

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話（通話料無料） 0120-676-808

（受付時間 土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで）

# 事業報告

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

## I. 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善等を背景に国内の景気は緩やかな回復が続けているものの、物価高や人手不足、米国の経済政策の動向や不安定な国際情勢等により、先行きは依然として不透明な状況で推移しており、今後も引き続き、お客様のサービス選別が厳しくなることが考えられます。

こうした状況の下、当社グループは、事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ2021年度にスタートした長期ビジョン「RismonG-30」、その達成に向けたマイルストーンである「第8次中期経営計画（2024～2025年度）」の基本方針に沿い、以下のような取り組みを実施いたしました。

- ・「リスクモンスター財務診断シート」申込受付開始（4月）
- ・J-MOTTOスケジュール機能と「Zoom」の予定連携機能を提供開始（4月）
- ・「J-MOTTOサービス」がIT導入補助金2024に認定（4月）
- ・取締役等に対する株価コミットメント型募集新株予約権（有償ストック・オプション）、従業員に対する新株予約権（無償ストック・オプション）の発行決議（5月）
- ・与信判断ツールである「e-与信ナビ」に「商業登記PDF」の機能や情報等を追加し、提供データを拡充させたうえで、新価格体系によるサービス提供を開始（6月）
- ・「決算書分析システム」がIT導入補助金2024に認定（6月）
- ・「リスモン・グリーンプロジェクト」植樹2,000本に到達（6月）
- ・J-MOTTOが気象庁の緊急地震速報情報と連携した「安否確認メール自動配信」機能を提供開始（6月）
- ・中国において「中国日系企業攻めモン」提供開始（6月）
- ・「サイバックスUniv.」がアマゾンウェブサービス（AWS）のファンデーションテクニカルレビューを通過（6月）
- ・13期連続の増配となる1株当たり15円の配当を実施（6月）
- ・無料アプリ「Riskmonster for Salesforce（ベータ版）」提供開始（7月）
- ・格付ロジックをバージョンアップし、倒産リスクを判別するRM格付を新たに30万社以上に付与（7月）
- ・「反社チェック定期サービス」提供開始（8月）
- ・「Rismon企業データ for Salesforce」を発表（9月）
- ・「決算書AI-OCR」技術が特許取得（9月）
- ・子育てサポート企業として「トライくるみん」取得（10月）
- ・総務省後援「ASPICクラウドアワード2024」にて、「与信管理クラウドサービス」が基幹業務系ASP・SaaS部門の総合グランプリを受賞（11月）



- ・株式会社常陽銀行と「中国企業信用調査サービス」の提供に関する業務提携（12月）
- ・「J-MOTTOグループウェア」がアマゾンウェブサービス（AWS）のフアンダーショナルテクニカルレビューを通過（12月）
- ・「反社API」の提供データを拡張して提供開始（12月）
- ・「A I 企業データ名寄せサービス」提供開始（1月）
- ・最新刊「リスモン業種別審査ノートVol. 1（第4編）」発行（1月）
- ・最新刊「リスモン業種別審査ノート中国2024年版」発行（3月）
- ・株式会社東京商工リサーチとの控訴審が終局的に解決（3月）
- ・当連結会計年度に発表したリスモン調べ
  - 「お子さん／お孫さんに勤めてほしい企業」調査結果（4月）
  - 「就職したい企業・業種ランキング」調査結果（5月）
  - 「中国半導体事業 2024年業界速報」（5月）
  - 「この企業に勤める人と結婚したいランキング」調査結果（6月）
  - 「動産・債権譲渡登記設定企業に関する倒産分析（2024年版）」（7月）
  - 「格付ロジック改定によるRM格付変動の影響」調査結果（7月）
  - 「手形等の決済期限短縮に関する影響アンケート」調査結果（7月）
  - 「世界に誇れる日本企業」調査結果（8月）
  - 「中国斜陽産業ランキング」調査結果（8月）
  - 「上場企業ケッサンピック」調査結果（9月）
  - 「震災対策に関する意識」調査結果（10月）
  - 「金持ち企業ランキング」調査結果（11月）
  - 「大学1、2年生が就職したいと思う企業・業種ランキング」調査結果（12月）
  - 「企業の取引リスクに対する意識」調査結果（12月）
  - 「2024年倒産動向レポート」（12月）
  - 「格付ロジック改定によるRM格付変動の影響」調査結果（2月）
  - 「A I 技術のビジネス活用に対する意識」調査結果（2月）
  - 「離婚したくなる夫・妻の仕事」調査結果（3月）
- ・当連結会計年度に発表したリスモン業界レポート
  - 「広告業」（4月）
  - 「繊維・衣服等卸売業」（4月）
  - 「洗濯・理容・美容・浴場業」（5月）
  - 「宿泊業」（5月）
  - 「飲食料品卸売業」（6月）
  - 「廃棄物処理業」（6月）
  - 「自動車整備業」（7月）
  - 「娯楽業」（7月）
  - 「職業紹介・労働者派遣業」（8月）
  - 「飲食店」（8月）
  - 「食料品製造業」（9月）
  - 「飲食料品小売業」（9月）
  - 「織物・衣服・身の回り品小売業」（10月）
  - 「無店舗小売業」（10月）
  - 「はん用機械器具製造業」（11月）

「業務用機械器具製造業」 (11月)  
「電子部品・デバイス・電子回路製造業」 (12月)  
「電気機械器具製造業」 (12月)  
「生産用機械器具製造業」 (1月)  
「輸送用機械器具製造業」 (1月)  
「機械器具卸売業」 (2月)  
「情報通信機械器具製造業」 (2月)  
「機械器具小売業」 (3月)  
「総合工事業」 (3月)

<連結業績について>

当連結会計年度の業績は、次のとおりであります。

|                                                       | 前連結会計年度<br>( 2023年4月1日から<br>2024年3月31日まで ) |         | 当連結会計年度<br>( 2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで ) |         | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------|--------------------------------------------|---------|---------------------|
|                                                       |                                            | 対売上比(%) |                                            | 対売上比(%) |                     |
| 売上高 (千円)                                              | 3,666,482                                  | 100.0   | 3,728,251                                  | 100.0   | 101.7               |
| 営業利益 (千円)                                             | 300,992                                    | 8.2     | 263,991                                    | 7.1     | 87.7                |
| 経常利益 (千円)                                             | 290,616                                    | 7.9     | 289,951                                    | 7.8     | 99.8                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>株主に帰属する当期純<br>損失 (△) (千円) | 160,935                                    | 4.4     | △49,599                                    | △1.3    | —                   |

|           | 前連結会計年度末 | 当連結会計年度末 | 増減数 |
|-----------|----------|----------|-----|
| 会員数合計 (注) | 14,007   | 14,442   | 435 |

(注) 会員数は登録されているＩＤ数

なお、上記においては当社グループの各サービスに重複登録している会員が一部おります。

(売上高)

与信管理サービス事業、ビジネスポータルサイト事業及びＢＰＯサービス事業が堅調であったこと等から、連結の売上高は3,728,251千円（前連結会計年度比101.7%）となりました。

(利益)

独自データベース及びサービスシステム増強のための投資を継続していること等から、営業利益は263,991千円（前連結会計年度比87.7%）、経常利益は289,951千円（前連結会計年度比99.8%）となりました。

また、株式会社東京商工リサーチ（以下「東京商工リサーチ」）との控訴審が終局的に解決し、解決金及び弁護士費用等124,382千円を特別損失（訴訟関連損失）として計上したこと、今後の使用見込みがなくなったネットワーク機器類、ソフトウェア及びコンテンツ資産を除却したこと等に伴い固定資産除却損を235,005千円計上したこと等から、親会社株主に帰

属する当期純損失は49,599千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益160,935千円）となりました。

なお、東京商工リサーチからの訴訟で、当社は第一審判決で12億3,636万2,280円の支払いを命じられ、双方が控訴しましたが、東京高裁からの和解勧告を受け、2025年3月11日に民事調停法第17条に基づく「調停に代わる決定」がなされました。当社は社内検討の結果、早期かつ終局的な解決のためこの決定を受け入れることが合理的と判断し、双方異議申し立てもなかったため、2025年3月26日に決定が確定し和解となりました。これにより、解決金1億円を支払うことで、紛争の一切は終局的に解決されました。

#### （会員数合計）

与信管理サービス事業の会員数が増加したため、全体では前連結会計年度と比べ435 I D増加し、14,442会員となりました。

#### ＜セグメント別の業績について＞

セグメント別の売上高につきましては、セグメント間取引消去前の売上高で記載しております。

当社グループのセグメントを、1. 法人会員向けビジネスと2. その他ビジネスに分類した場合の業績は、以下のとおりであります。

#### 1. 法人会員向けビジネス

法人会員向けビジネスに含まれるセグメントは、ア) 与信管理サービス事業、イ) ビジネスポータルサイト事業及び ウ) 教育関連事業であります。

法人会員向けビジネスの業績は、次のとおりであります。

|                     | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|---------------------|-------------|-------------|---------------------|
| 法人会員向けビジネス売上高合計（千円） | 2,821,137   | 2,815,852   | 99.8                |
| 法人会員向けビジネス利益合計（千円）  | 542,589     | 489,153     | 90.2                |

| 会員数             | 前連結<br>会計年度末 | 当連結<br>会計年度末 | 増減数 |
|-----------------|--------------|--------------|-----|
| 法人会員向けビジネス会員数合計 | 13,536       | 13,946       | 410 |

法人会員向けビジネスの各セグメントの業績は、以下のとおりであります。

ア) 与信管理サービス事業について  
与信管理サービスの業績は、次のとおりであります。

| サービス分野別      |                       | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|--------------|-----------------------|-------------|-------------|---------------------|
|              | A S P ・ クラウドサービス (千円) | 1, 563, 165 | 1, 567, 135 | 100. 3              |
|              | コンサルティングサービス (千円)     | 420, 779    | 417, 978    | 99. 3               |
| 売上高合計 (千円)   |                       | 1, 983, 944 | 1, 985, 114 | 100. 1              |
| セグメント利益 (千円) |                       | 256, 395    | 247, 959    | 96. 7               |

| 会員数          | 前連結<br>会計年度末 | 当連結<br>会計年度末 | 増減数 |
|--------------|--------------|--------------|-----|
| 与信管理サービス (注) | 7, 498       | 7, 890       | 392 |

(注) サービス相互提携を行う会員を含む

与信管理サービス事業の売上高の合計は1, 985, 114千円（前連結会計年度比100. 1%）、セグメント利益は247, 959千円（前連結会計年度比96. 7%）となりました。

既存会員のサービス利用は低調に推移したものの、昨年6月より新価格体系で順次提供データを拡充させた与信判断ツール「eー与信ナビ」の利用が堅調であったこと、反社チェックヒートマップ及び反社チェックのコンサルティングサービスが順調であったことから、与信管理サービス全体では前期に比べ増収となりました。

セグメント利益は、独自データベースの充実を図るため企業情報取得の強化を継続しており、それに係る原価が増加していること、サービスシステム増強費用が増加したため、前期を下回りました。

イ) ビジネスポータルサイト事業（グループウェアサービス等）について  
 ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の業績は、次のとおりであります。

| サービス分野別     |                      | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|-------------|----------------------|-------------|-------------|---------------------|
|             | A S P ・ クラウドサービス（千円） | 571, 337    | 573, 896    | 100. 4              |
|             | その他（千円）              | 33, 554     | 32, 992     | 98. 3               |
| 売上高合計（千円）   |                      | 604, 891    | 606, 888    | 100. 3              |
| セグメント利益（千円） |                      | 230, 489    | 205, 840    | 89. 3               |

| 会員数                              | 前連結<br>会計年度末         | 当連結<br>会計年度末         | 増減数         |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|-------------|
| ビジネスポータルサイト<br>（グループウェアサービス等）（注） | 3, 074<br>(144, 995) | 3, 067<br>(145, 914) | △7<br>(919) |

（注）（ ）は外数でユーザー数

ビジネスポータルサイト事業（グループウェアサービス等）の売上高の合計は606, 888千円（前連結会計年度比100. 3%）、セグメント利益は205, 840千円（前連結会計年度比89. 3%）となりました。

会員数は微減となり、ディスク容量の利用は減少しているものの、ユーザー数は増加していること、また前期末に入会した大口会員の売上が寄与したこと等から、売上高は前期並みとなりました。

セグメント利益は、サービス増強費用及び人員増による費用が増加したこと等から、前期を下回りました。

ウ) 教育関連事業について  
教育関連の業績は、次のとおりであります。

| サービス分野別       | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|---------------|-------------|-------------|---------------------|
| 教育関連売上高合計（千円） | 232,301     | 223,849     | 96.4                |
| セグメント利益（千円）   | 55,704      | 35,354      | 63.5                |

| 会員数  | 前連結<br>会計年度末 | 当連結<br>会計年度末 | 増減数 |
|------|--------------|--------------|-----|
| 教育関連 | 2,964        | 2,989        | 25  |

教育関連事業の売上高は223,849千円（前連結会計年度比96.4%）、セグメント利益は35,354千円（前連結会計年度比63.5%）となりました。

定額制サービスの売上高が減少したこと、コンテンツの充実化に伴い原価が増加したこと等からセグメント利益は前期を下回りました。

## 2. その他ビジネス

その他ビジネスに含まれるセグメントは、エ) BPOサービス事業及びオ) その他サービスであります。

その他ビジネスの業績は、次のとおりであります。なお、中国における与信管理及びグループウェアサービス等の会員数は496会員となりました。

|                  | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|------------------|-------------|-------------|---------------------|
| その他ビジネス売上高合計（千円） | 1,316,024   | 1,318,268   | 100.2               |
| その他ビジネス利益合計（千円）  | 16,104      | 6,786       | 42.1                |

その他ビジネスの各セグメントの業績は、以下のとおりであります。

エ) BPOサービス事業について

BPOサービスの業績は、次のとおりであります。

| サービス分野別          | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|------------------|-------------|-------------|---------------------|
| BPOサービス売上高合計（千円） | 955, 119    | 964, 214    | 101. 0              |
| セグメント利益（千円）      | 4, 043      | 13, 441     | 332. 4              |

BPOサービス事業の売上高は964, 214千円（前連結会計年度比101. 0%）、セグメント利益は13, 441千円（前連結会計年度比332. 4%）となりました。

新規案件の受注やスポット案件があったこと等から、前期を上回りました。

オ) その他サービスについて

その他サービスの業績は、次のとおりであります。

| サービス分野別            | 前連結<br>会計年度 | 当連結<br>会計年度 | 前連結<br>会計年度比<br>(%) |
|--------------------|-------------|-------------|---------------------|
| その他サービス売上高合計（千円）   | 360, 904    | 354, 053    | 98. 1               |
| セグメント利益又は損失（△）（千円） | 12, 060     | △6, 654     | －                   |

その他サービスの売上高は354, 053千円（前連結会計年度比98. 1%）、セグメント損失は6, 654千円（前連結会計年度はセグメント利益12, 060千円）となりました。

グループの海外展開（中国）を事業とする利墨（上海）商務信息咨询有限公司（リスクモンスターチャイナ）は、グループのコスト削減を担うオフショア開発は順調に推移しましたが、中国における信用調査レポートは、納品待ちの案件が積み上がっているものの、当第4四半期連結会計期間の売上高は低調に推移し、前期を下回りました。

セグメント利益は、売上高が減少したこと、円安の影響を受け仕入原価が増加したこと、サービス提供拡充のための原価等が増加したこと、また、人員増による人件費が増加したこと等から、セグメント損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は943,027千円であり、その主な内容は、与信管理サービス事業のサービスの基幹システム及び独自データベースの増強等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的な運転資金調達手段を確保することを目的として、取引銀行3行と総額1,200,000千円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は233,400千円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。



## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                             | 2021年度<br>第22期 | 2022年度<br>第23期 | 2023年度<br>第24期 | 2024年度<br>第25期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高                                           | 3,745,660千円    | 3,744,813千円    | 3,666,482千円    | 3,728,251千円                 |
| 経 常 利 益                                         | 693,284千円      | 552,548千円      | 290,616千円      | 289,951千円                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親<br>会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) | 459,076千円      | 360,374千円      | 160,935千円      | △49,599千円                   |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)                   | 61円32銭         | 47円60銭         | 21円48銭         | △6円67銭                      |
| 総 資 産                                           | 6,940,053千円    | 6,677,103千円    | 6,786,005千円    | 7,139,262千円                 |
| 純 資 産                                           | 5,894,827千円    | 5,845,533千円    | 6,022,311千円    | 5,982,175千円                 |
| 1株当たり純資産額                                       | 774円16銭        | 774円13銭        | 808円06銭        | 788円06銭                     |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                            | 2021年度<br>第22期 | 2022年度<br>第23期 | 2023年度<br>第24期 | 2024年度<br>第25期<br>(当事業年度) |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高                          | 2,592,562千円    | 2,351,882千円    | 2,223,251千円    | 2,211,925千円               |
| 経 常 利 益                        | 415,150千円      | 307,185千円      | 126,205千円      | 92,163千円                  |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) | 279,028千円      | 377,305千円      | 85,393千円       | △165,689千円                |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)  | 37円27銭         | 49円84銭         | 11円39銭         | △22円30銭                   |
| 総 資 産                          | 5,248,060千円    | 5,699,402千円    | 5,626,342千円    | 6,523,130千円               |
| 純 資 産                          | 4,427,744千円    | 4,395,875千円    | 4,465,939千円    | 4,293,377千円               |
| 1株当たり純資産額                      | 587円16銭        | 587円92銭        | 606円94銭        | 574円49銭                   |

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金      | 当社の議決権比率           | 主な事業内容                                      |
|--------------------|----------|--------------------|---------------------------------------------|
| リスモン・ビジネス・ポータル株式会社 | 30,000千円 | 95.0%              | 中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」事業の運営他 |
| リスモン・マッスル・データ株式会社  | 30,000千円 | 100.0%             | マーケティング業務の効率化及びデジタルデータ化ソリューションによるBPO事業      |
| 日本アウトソース株式会社       | 30,000千円 | 100.0%<br>(100.0%) | 同上                                          |
| 株式会社シップス           | 40,000千円 | 100.0%<br>(100.0%) | 同上                                          |
| 利墨（上海）商務信息咨询有限公司   | 50,000千円 | 80.0%<br>(80.0%)   | 中国における与信管理及びグループウェアサービス等                    |

(注) 議決権比率の（ ）は間接保有比率であります。

### 4. 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

#### (1) 長期ビジョン「RismonG-30」及び「第8次中期経営計画（2024～2025年度）」

当社グループは、事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、2021年度にスタートした長期ビジョン「RismonG-30」、その達成に向けたマイルストーンとして、「第8次中期経営計画（2024～2025年度）」を制定いたしました。

長期ビジョン「RismonG-30」は、新型コロナウイルス感染症という新たなパンデミックの発生により、Nationalismの台頭、働き方改革、一人ひとりの価値観の多様化、SDGsの浸透といった流れを踏まえ、「新しいスタンダードを提供する」をキーワードに、①社会に有用な付加価値のある信頼されるサービスを提供する、②信用を判断するだけでなく信用を生み出す、③公正で安心できる仕組み作りの役割を担うことを実践してまいります。また、数値目標といたしましては、ROE、配当性向等について具体的な目標を設定して取り組んでまいります。当社の社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、以下に掲げる全体的な基本方針並びに事業別の基本方針に沿った取り組みを遂行していくことで、ステークホルダーを含む当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させてまいります。

第8次中期経営計画は、第7次中期経営計画期間中のビジネスモデル変更の実現に伴う先行投資によって増加した固定費を吸収し、再び成長軌道に乗せるための挑戦の2年間とし、設立30周年である2030年を見据えて邁進してまいります。

(全体的な基本方針)

① 事業規模について

既存事業の安定的な成長に加えて国内外の事業投資を拡大し、安定的な事業規模を目指します。

② 新規事業投資及び業務提携について

シナジー効果があり、プロフェッショナルなノウハウと顧客基盤を持つ企業を対象とし、長期的なビジネスパートナーとしての関係構築を目的に、積極的にアップセル、クロスセルにつながる投資、Added Value投資を積極的に実行いたします。

③ 株主還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、配当性向30%を目標とし、今後も継続的かつ安定的な配当の実施を目指します。

(事業別の基本方針)

法人会員向けビジネス

グループ全体の収益基盤として、ストック型ビジネスモデルの強みを活かし、安定成長を目指します。

① 与信管理サービス事業

「あなたの会社のeー審査部」(与信管理アウトソーシング事業)となり、与信管理業界におけるリーダーを目指します。収益性の安定成長を最優先課題とし、独自データベースのDX運営強化、提供データ拡充によるサービス機能向上、価格戦略の見直しで、当社サービスの利用によるカスタマーサクセスの実現を通じ、会員数及び売上増加を目指します。また、RPAやAIを活用した業務効率化により適切なコスト削減を実現し、利益確保に努めてまいります。

② ビジネスポータルサイト事業

事業の核であるグループウェアは、広く一般的に利用されているサービスとの連携を強化することで安定成長を目指します。また、サポートセンターの機能強化、Webマーケティング強化、スマホアプリの強化(15万ユーザーのアクティブ化)によりポータル事業としての深化と強化を実現し、サービスの浸透度を深めてまいります。

③ 教育関連事業

引き続きコンテンツ充実を進めることで、動画プラットフォームとしてのクオリティー向上を図りグループの主力サービスとすべく事業拡大を目指します。なお、コンテンツ強化の一策として、リスティングニーズへの対応、成長企業向けコンテンツの充実、クライアントのニーズに合わせた提案を進めます。また、受講生からのフィードバックを踏まえ、ユーザー視点での満足度向上も目指します。

## その他ビジネス

グループの先兵として新規ビジネスやアライアンスに挑戦し、サービス化、会員ビジネス化することでグループ商材と事業規模の拡大を目指します。

### BPOサービス事業を含むその他ビジネス

#### ・BPOサービス事業

BPOセンターの運営で培った強み、ノウハウを活かし、VERIFY機能のクラウドサービス化の早期実現とAI-OCRの活用で幅広いサービス展開を進めます。

また、独自データベースのメンテナンス力の強化、AI活用のための教師データ作成などグループ全体のコスト削減を図ってまいります。

#### ・海外事業

中国独自サービスの継続的開発、グループ連携強化、オフショア開発の品質向上を進めてまいります。

#### ・新規事業

アップセル・クロスセルにつながる投資、付加価値を高める投資を積極的に行ってまいります。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させるために、短期的な収益の確保のみならず中長期的な視野に立ち、事業別に戦略的取り組みを実施することで中長期的な経営戦略を具現化し企業価値を高めるとともに、様々なリスク要因の経営への影響を最小化すべく、引き続き取り組んでまいります。

当社グループが従来より取り組んでおります課題は以下のとおりであります。

### ① 会員に対するサービスの浸透度合いについて

当社は、入会後の会員に対するサービスの浸透度合いを高めていくことが重要であると認識しております。

その実現に向けた取り組みとして、既存サービスへの追加投資を行い顧客満足度を高める等サービスの一層の拡充を図る施策を行うと同時に、既会員企業と緊密な関係構築を行う専門部隊を強化し対応してまいります。

### ② システム障害の防止と対応について

当社グループの業務及び提供するサービスは、独自に開発したASP・クラウドシステム等によって大部分が運営されております。

このシステムの安定的運用が経営上最も重要であると認識しております。

具体的には、24時間365日でのシステム稼働状況監視、システムの二重化、外部からの不正侵入を検知するソフトウェア及び防御するサービスの導入、バックアップシステム等の施策を行うことにより、かかる障害の発生に伴う混乱及び損害発生の軽減に努めております。

さらに、障害発生時の緊急時対応計画手順書及び事業継続計画の整備や復旧訓練を実施しております。

③ 低コスト構造の維持

当社は、独自に開発したASP・クラウドシステム等と少数精鋭による効率的な業務運営に努めております。今後も当社は、業務拡大に伴うシステム投資や人員補強等の経営資源の増強を行うことが必要となりますが、引き続きグループ内での業務フローの共通化を進め、少数精鋭による低コストオペレーションを維持し、収益獲得のための体制をさらに強化してまいります。

## 5. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの主要なサービスは次のとおりであります。

| セグメント        | サービス分野別            |             | サービス内容                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 与信管理<br>サービス | A S P・ク<br>ラウドサービス | eー与信ナビ      | 国内最大級の企業データベースと倒産企業データベースを分析し、企業の信用力を表す指標「RM格付」（注1）と、会員企業の財務体力を考慮した「RM与信限度額」（注2）等、与信意思決定に有効となる具体的な指標を提供するサービスです。新規取引や既存取引先との取引可否を的確にかつスピーディーに判断するためのツールです。                                                                     |
|              |                    | eー管理ファイル    | 継続的に与信が発生する取引先を登録し、一括動態管理等を行うツールです。登録企業の信用状況及び企業データに変更があった場合に、電子メールにてアラーム通知する「モニタリング機能」（注3）が特長です。取引先の信用力の変化をクラウド型システムで効率的に常時把握することで、機動的な債権保全が可能となります。                                                                          |
|              |                    | 営業支援サービス    | 企業データベースから、所在地や業種、資本金、「RM格付」等の検索条件を指定し、マーケティングリストを作成するサービスです。企業データベースの中から優良企業を選別し、効率的な営業活動が可能となります。                                                                                                                            |
|              |                    | その他         | 社内システムとRM企業データベースを連携し一元管理できるクラウドサービス、「RM格付」が付いた国内、海外企業の信用調査レポートサービス等があります。また、反社会的勢力関連情報のほか、取引先のコンプライアンスリスクの所在をヒートマップ形式で表示する「反社チェックヒートマップ」、新聞・雑誌記事など多彩な情報源から必要な情報を検索できる「Newsモンスター」等の反社チェックサービスがあります。                            |
|              | コンサルテ<br>ィングサービス   | ポートフォリオサービス | 取引先全体のリスク構成を、「RM格付」や「RM与信限度額」等当社独自の各指標を駆使し、低コストかつ短期間で分析するサービスです。与信リスクを定量化することで、リスクの所在が可視化され、取引先の全体分析や条件の見直しが可能です。                                                                                                              |
|              |                    | マーケティングサービス | 既存顧客、商圏を当社独自の各指標で分析し、営業支援を行うサービスです。                                                                                                                                                                                            |
|              |                    | 金融サービス      | 「RM格付」と連動した保証限度額・保証料率が設定される信用保証サービスや取引信用保険等の債権保全サービスが「Secured Monster」サービスです。債権の回収が不安な取引先を1社単位・1契約単位で保証を掛けることが可能です。また、モニタリング登録企業の倒産が支払の対象となる「見舞金サービス」及び「見舞金共済サービス」があります。「RM格付」という統一した債権評価基準を保有することで、より具体的な債権保全のマネジメントが可能となります。 |
|              |                    | その他         | 「RM格付」や「RM与信限度額」等当社サービスを活用して、会員企業に合わせた与信管理ルールや業務フローの構築等をサポートするサービス、社内啓蒙を目的とした研修サービス等も実施しています。                                                                                                                                  |

| セグメント                     | サービス分野別              |             | サービス内容                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------|----------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等) | A S P・クラウドサービス       | グループウェアサービス | スケジュールや会議室の管理等、社内の情報を共有し、業務の効率化を図るグループウェアやワークフロー等を提供するビジネスポータルサイト「J-MOTTO (ジエイモット)」を運営しております。その他、オプションとしてクラウド勤怠管理システム「Web 勤怠」、給与データベースをウェブ上で一括管理できる「Web 給与明細サービス」等のクラウドサービスを提供しております。                                                         |
|                           | その他                  |             | ホームページの公開やメールの送受信に必要なサーバーの機器や領域を貸し出すホスティングサービス等があります。自社運営に比べ大幅なコスト削減と手間の軽減を実現いたします。                                                                                                                                                           |
| 教育関連                      | 教育研修サービス             |             | 定額制の社員研修サービス「サイバックスUniv.」、eラーニングサービス及び集合研修サービス等であります。                                                                                                                                                                                         |
| B P Oサービス                 | デジタルデータ化等 B P O サービス |             | 自社内にノウハウが少ない分野や付帯的な業務を請け負うのが B P O サービスです。クライアントの自社の中核事業に注力することが可能になるだけでなく、固定費の削減に貢献します。特にオフィス業務の効率化及びデジタルデータ化ソリューションによるデジタルデータ化サービスが特長で、情報をスキャナーにデジタルデータ化する他、データ入力・加工からシステム開発、印刷、封入、発送までをワンストップでの処理も行います。また、与信管理サービスと連携した「反社チェックサービス」も請負います。 |
| その他                       | その他サービス              |             | 中国における与信管理及びグループウェアサービス等であります。                                                                                                                                                                                                                |

(注1) RM格付

当社では、企業を大きく A～F の 6 段階に格付し、さらに E 格及び F 格を E 1、E 2、F 1、F 2、F 3 にそれぞれ細分化し、合わせて 9 段階の格付情報を会員に提供しております。この格付は、過去の倒産実績に裏付けられた独自指標であり、A 格の企業は倒産確率が低い、つまり倒産しにくい企業、逆に F 格の企業は倒産確率が高い、つまり倒産しやすい企業といえます。定期的なデータ更新等によりロジックの補正を続けているのも RM 格付の大きな特長です。

(注2) RM 与信限度額

様々な与信限度の設定法が提唱されておりますが、当社ではそれらを複合させ、致命的なダメージを受けない与信限度額として、①会員企業の財務体力に応じた格付ごとの“基本許容金額”、②取引先の仕入債務のシェアを考慮した“売込限度金額”、さらに③会員企業の決裁権限に応じた“決裁限度金額”の 3 つを算出し、その最小値を「RM 与信限度額」として提供しております。

(注3) モニタリング機能

当社では、会員企業に代わり取引先の信用状況変化や、企業信用情報の変更を把握し、電子メールやアラーム通知リストにて提供しております。

## 6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (訴訟の解決)

当社は、株式会社東京商工リサーチ（以下「東京商工リサーチ」）との業務提携解消後、東京商工リサーチから訴訟を提起され、第一審判決において損害金として12億3,636万2,280円の支払いを命じられました。これに対し、2024年9月5日付で当社は控訴を提起し、一方、東京商工リサーチからも附帯控訴を提起されておりました。

東京高等裁判所から両当事者に対する和解勧告があり、2025年3月11日付で、民事調停法第17条に基づき、調停に代わる決定がなされました。これを受けて、当社は、社内で十分検討を重ねた結果、本件に関する紛争の早期かつ終局的な解決のために、裁判所の調停に代わる決定を受け入れることが最も合理的であると判断いたしました。同決定に対しては当事者双方から異議申立てがなされなかったため、2025年3月26日に同決定が確定し、裁判上の和解と同一の効力が発生しました。

東京高等裁判所からの民事調停法第17条による調停に代わる決定を受けて、早期解決のために解決金として、東京商工リサーチに1億円を支払うこと等により、本件に関する紛争の一切を終局的に解決することとしました。本決定の内容及び本決定に至る詳細につきましては、秘密保持条項が含まれておりますので、開示は差し控えさせていただきます。



## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,187,688株
- (2) 発行済株式の総数 7,636,922株（自己株式173,268株を含む）
- (3) 株主数 5,003名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                         | 持 株 数        | 持 株 比 率    |
|-------------------------------|--------------|------------|
| 藤 本 太 一                       | 株<br>848,600 | %<br>11.37 |
| 株 式 会 社 東 京 商 工 リ サ ー チ       | 651,000      | 8.72       |
| 光 通 信 株 式 会 社                 | 557,200      | 7.47       |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2 | 332,800      | 4.46       |
| 金 田 真 吾                       | 265,500      | 3.56       |
| 株 式 会 社 エ ヌ ア イ デ イ           | 240,000      | 3.22       |
| 株式会社オービックビジネスコンサルタント          | 200,000      | 2.68       |
| テ ク マ ト リ ッ ク ス 株 式 会 社       | 177,600      | 2.38       |
| 水 元 公 仁                       | 170,800      | 2.29       |
| リ ス モ ン 従 業 員 持 株 会           | 130,500      | 1.75       |

(注) 1. 当社は、自己株式を173,268株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2024年6月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2024年7月19日付で取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）1名に対し30,000株の自己株式の処分を行いました。

株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員の状況 (5) 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

なお、上記のほか、同日付で執行役員5名に対し70,000株の自己株式の処分を行いました。

### 2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

| 名称                     |         | 第11回新株予約権                              |          |
|------------------------|---------|----------------------------------------|----------|
| 発行決議日                  |         | 2024年 5 月22日                           |          |
| 新株予約権の数                |         | 406個                                   |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |         | 普通株式 162,400株<br>(新株予約権 1 個につき400株)    |          |
| 新株予約権の払込金額             |         | 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない               |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |         | 新株予約権 1 個当たり 198,400円<br>(1 株当たり 496円) |          |
| 権利行使期間                 |         | 2026年 6 月12日から2029年 6 月12日まで           |          |
| 行使の条件                  |         | (注)                                    |          |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人   | 新株予約権の数                                | 325個     |
|                        |         | 目的となる株式数                               | 130,000株 |
|                        |         | 交付対象者数                                 | 111名     |
|                        | 子会社の使用人 | 新株予約権の数                                | 81個      |
|                        |         | 目的となる株式数                               | 32,400株  |
|                        |         | 交付対象者数                                 | 28名      |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

| 名称                     | 第9回新株予約権<br>(株価コミットメント型有償新株予約権)   | 第10回新株予約権<br>(株価コミットメント型有償新株予約権)                                                     |
|------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2021年11月26日                       | 2024年5月22日                                                                           |
| 新株予約権の数                | 2,861個                            | 154個                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 286,100株<br>(新株予約権1個につき100株) | 普通株式 77,000株<br>(新株予約権1個につき500株)                                                     |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり100円                    | 新株予約権1個当たり500円                                                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり69,200円<br>(1株当たり 692円) | 新株予約権1個当たり237,000円<br>(1株当たり 474円)                                                   |
| 権利行使期間                 | 2021年12月13日から<br>2031年12月12日まで    | 2024年6月12日から<br>2029年6月12日まで                                                         |
| 行使の条件                  | (注) 1                             | (注) 2                                                                                |
| 割当先                    | 当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）1名          | 当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）1名<br>当社社外取締役（監査等委員を除く）1名<br>当社監査等委員である社外取締役1名<br>当社グループ役職員20名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21営業日の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行

うことはできない。

- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位            | 氏 名              | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                         |
|---------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長             | 藤 本 太 一          | リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役会長<br>リスモン・ビジネス・ポータル株式会社代表取締役社長<br>日本アウトソース株式会社取締役<br>株式会社シップス取締役<br>利墨（上海）商務信息咨询有限公司董事長<br>海南紐康信息系統有限公司董事<br>一般財団法人リスモン財団代表理事 |
| 取 締 役               | 堀 龍 児            | 早稲田大学名誉教授<br>T M I 総合法律事務所顧問<br>T M I ベンチャーズ株式会社代表取締役<br>阪和興業株式会社社外取締役                                                                               |
| 取 締 役               | 鈴 木 龍 介          | 司法書士<br>(司法書士法人鈴木事務所 代表社員)<br>日本司法書士会連合会副会長                                                                                                          |
| 取 締 役               | 由 利 孝            | TY Insight株式会社代表取締役<br>レーザーテック株式会社社外取締役<br>アイビーシー株式会社社外取締役                                                                                           |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤) | 太 田 敏 晶          |                                                                                                                                                      |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 奥 村 正 太 郎        | ヤンマーホールディングス株式会社社外監査役                                                                                                                                |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 田 邊 愛<br>(現姓：小川) | 弁護士法人堂島法律事務所パートナー<br>インクグロウ株式会社社外監査役<br>U b i e 株式会社社外監査役<br>株式会社シンカ社外取締役                                                                            |

(注) 1. 取締役堀龍児氏、同鈴木龍介氏、同由利孝氏、取締役（監査等委員）太田敏晶氏、同奥村正太郎氏、及び同田邊愛氏は社外取締役であります。当社は、これら6名の取締役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、経営会議等の重要会議への出席、各部門からの情報収集及び内部監査部門との連携を可能とすべく、太田敏晶氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円または会社法に規定される最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### (3) 補償契約の内容の概要

代表取締役社長藤本太一、取締役堀龍児、鈴木龍介、由利孝、太田敏晶、奥村正太郎及び田邊愛と当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。同項第1号の費用及び第2号の損失を、契約の規定に従い、かつ法令に反しない範囲内で補償することとし、当該取締役が通常要する費用の額を超える防御費用、当社に生じた損害に係る賠償金等、当該取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等、一定の事項に違反して当該取締役が和解をした場合の和解金（当社が相当と認めるときを除く）、保釈保証金・過料・課徴金又は罰金、補償することで当社が法令に違反し又は当社の取締役が善良なる管理者たる注意義務に違反することとなる費用等については、補償の対象外とする定めを設けております。また、当該取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行した場合には、補償金の返還請求ができるとの定めを設けています。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び管理職等の従業員であります。被保険者が負担することとなる第三者訴訟、株主代表訴訟、不当雇用慣行訴訟及び証券訴訟において発生する損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。もっとも、犯罪行為、法令違反の事実を認識しながら行為を行った場合等については免責されます。また、保険契約に免責額を定めることで、役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置がとられております。

### (5) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を含む取締役報酬基準の一部改定について決議しております。

当社は役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等及びその算定方法については、監査等委員会での審議を経て、取締役会において、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で決議いたします。

当社の取締役会は、7名のうち6名が社外取締役かつ独立取締役であり、独立性と客観性を確保することで、業務執行取締役のパフォーマンスの評価を公正に行い、代表取締役の選定・解職や報酬の決定等の人事に反映する体制を構築しております。

取締役の報酬等の種類については、報酬の公平性・客観性を確保し、業績に対する適切なインセンティブを付与すること、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬を固定額ではなく、以下の3種類(イ、ロ、ハ)の報酬の合計として設定いたします。

イ、従業員給与に連動する報酬（固定報酬）

職務執行の対価として、取締役の在任期間中、毎月支給する報酬であります。金額の算出にあたっては、従業員の平均給与額に対して、役職や代表権の有無に応じた係数を乗じることで算出する従業員給与連動報酬であります。

ロ、当期利益に連動する報酬（業績連動報酬）

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とした、業績連動報酬控除前の連結の税金等調整前当期純利益（以下、当期利益）を指標とし、取締役の役職に応じたポイントにより支給額を算出する変動報酬（業績連動報酬）であります。当期利益は、株主還元の原因となり、また、1年間の経営成績を示す数値であるため、事業年度ごとの業績に対するインセンティブの指標としてふさわしいことから当期利益を指標としております。

業績連動指標の数値が確定した日から一カ月以内に支給いたします。

なお、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、継続的かつ安定的な配当の実施を目標としていること、安定成長を目指すうえで営業利益を主要な経営指標の一つとしていること、また、営業利益が当社グループの本業における収益力を示すことから、以下のいずれかに該当する場合支給いたします。

- ・配当を実施する場合
- ・連結営業利益の実績が、5月に公表する業績予想の連結営業利益の70%を下回らなかった場合
- ・連結営業利益率が15%以上となった場合

（計算方法）

変動報酬＝連結の税金等調整前当期純利益×1.75%

×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計（注）1

（注）1. 取締役のポイント合計

＝（該当する各役職別のポイント×役職別人数）の総和

2. 計算結果を1万円未満切捨て

（取締役の役職別ポイント）

|                    |    |
|--------------------|----|
| 取締役社長              | 20 |
| 取締役会長・取締役副社長・専務取締役 | 10 |
| 常務取締役（その他役付）       | 8  |
| 取締役                | 5  |

(限度額)  
20,000千円

ハ、中長期の経営計画に連動する報酬（株式報酬）

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式を交付する報酬制度のための金銭報酬債権であります。条件は以下のとおりです。

- ・譲渡制限期間：2年間から10年間までの間
- ・上限株式数：年250,000株以内
- ・株式交付の条件：役位、職責、株価等を踏まえて取締役会において決定いたします。
- ・譲渡制限の解除事由：対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。
- ・当社による無償取得：対象取締役が、譲渡制限期間を満了する前に、当社の取締役会が正当と認める理由がなく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

取締役の任期に合わせて7月に支給いたします。

② 取締役の報酬等に係る株主総会決議に関する事項

2021年6月24日開催の定時株主総会で以下の内容についてご承認をいただきました。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額200,000千円以内にすること
- ・監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内にすること
- ・取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために年額50,000千円以内の金銭債権を支給することとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の譲渡制限期間を2年間から10年間までの間にすること及びこれにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年250,000株以内とすること

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（全員が社外取締役）であります。



③ 各報酬の割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、従業員給与の支払い状況、業績及び経営計画の遂行状況、各取締役の役位等を考慮して決定いたします。役位が上がるほど固定報酬以外の報酬の割合が高くなるよう設定しております。

各報酬の割合の決定に関しては、それぞれ算定式に基づいて支給し、業績連動報酬及び株式報酬については、業績の向上及び企業価値の増大へのインセンティブを与える観点から割合を高めるよう、また、資本政策も踏まえ随時見直しを検討いたします。

非業務執行取締役（社外取締役を含む）の報酬につきましては、コーポレートガバナンスの要として経営の監視を行うため、固定報酬のみといたします。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の具体的な固定報酬額については、取締役会から代表取締役社長藤本太一が委任を受けて本報酬基準に基づき決定いたします。その権限の内容は、算定式により画一的に算出される固定報酬の支給金額を決定することであり、代表取締役社長に委任した理由は、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、世間相場や従業員給与とのバランス等を考慮し、公正に決定できると判断したためであります。同決定にあたっては、当社の報酬基準に基づき決定されており、代表取締役社長の裁量権は限定されております。業績連動報酬については、算定式により画一的に算出されます。また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の株式報酬の個人別の割当て数については、取締役会において決議いたします。監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

なお、2025年3月期の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、2024年6月25日開催の監査等委員会（3名全員が社外取締役で独立役員）での審議を経て、同日開催の取締役会において決議しております。監査等委員である取締役の報酬については、同日開催の監査等委員会において決議しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社における、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載したとおりであります。

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の内容は、当社の報酬基準に基づき決定されていることから、当該方針に沿うものであると取締役会で判断いたしました。

## ⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                    | 員数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |          |               |
|-------------------------|-----------|--------------------|--------------------|----------|---------------|
|                         |           |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等        |
| 取締役<br>(うち社外取締役)        | 4<br>(3)  | 67,914<br>(14,850) | 41,326<br>(14,850) | —<br>(—) | 26,587<br>(—) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 3<br>(3)  | 15,000<br>(15,000) | 15,000<br>(15,000) | —<br>(—) | —<br>(—)      |
| 合計<br>(うち社外取締役)         | 7<br>(6)  | 82,914<br>(29,850) | 56,326<br>(29,850) | —<br>(—) | 26,587<br>(—) |

(注) 1. 上記のほか、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)が役員を兼任する子会社からの報酬等として、取締役の報酬等が8,400千円あります。

2. 非金銭報酬等は株式報酬付与のための金銭報酬債権であり、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。なお、株式報酬付与のための金銭報酬債権の内容は前記「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載した内容と同様であります。

## 4. 業務の適正を確保するための体制と運用状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制を整備し、健全な業務執行のために「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、同基本方針に従い内部統制整備を進め、適切に運用しております。業務の適正性を確保するための体制の内容は次のとおりであります。

なお、内部統制システムの運用については、内部監査部門が定期的にグループの内部監査及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。コンプライアンスについては、全従業員を対象とした研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の浸透を図るほか、年間を通じたコンプライアンス委員会の運営計画に基づき、適切に活動しております。

(1) 当社の取締役・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「リスクモンスターの企業理念」を定め、具体的な行動指針として「リスクモンスターの行動基準」を定めている。

リスクモンスターの企業理念

- (1) 顧客を大切にしてい共に繁栄しよう。
- (2) プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう。

リスクモンスターの行動基準

- (1) 挑戦なくして成長あらず
- (2) 和して同せず
- (3) 着眼大局、着手小局
- (4) 備えよ 常に

当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、コンプライアンス上、疑義ある行為について当社グループの取締役及び使用人が社外の通報窓口を通じて社外の弁護士及び専門家に通報できる内部通報制度を設けるとともに、通報者に不利益がないことを確保するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録並びに稟議決裁書、重要文書（電磁的記録を含む）等は、文書管理に関する社内規程において、法定の保存期間以上の保存期間並びに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する体制とする。

人事総務部は、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類の管理、保存について指導を行うとともに必要な規程の整備を図るものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、事業の目標達成を阻害するリスクを洗い出し、その発生可能性と影響度を評価し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。定められた社内規程や対応手順については、その実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する。

内部監査部門は、業務監査を通じてリスク管理の状況を把握し、必要に応じて関係部署に対し改善提案を行う。監査結果は社長に報告する他、監査等委員会にも報告し、監査等委員会及び内部監査部門との相互連携の充実、強化に努める。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保については、内部監査部門の下部組織として、内部統制評価委員会「Rismon Internal Control committee (R I C)」を設置する。R I Cは、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの評価を実施する。

さらに当社の事業上、重要となる情報セキュリティ及びシステムオペレーション、ITに係るリスク・マネジメント体制を構築するために、社長を議長としたIT戦略会議（ITSC）を設けリスクに対処する体制をとる。IT戦略会議（ITSC）では、リスク・マネジメントに関する目標・計画の策定、社内規程、是正措置、改善措置、事業継続計画等の承認を行う。これに基づきIT統括責任者は、IT利用とIT統制活動を行う環境を整備し、内部統制の品質向上に努める。また、同会議体は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、下部組織として、以下の委員会を設け個別のリスクに対応する。

#### サービス向上委員会

サービス向上委員会は、サービスマネジメント方針を定め、サービスレベルを継続的に改善させるために、サービスマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC20000及び品質マネジメントシステムの標準規格であるISO9001の認証を取得し、実践的活用により、オペレーションリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議（ITSC）に報告する。

#### セキュリティ向上委員会

セキュリティ向上委員会は、情報セキュリティ基本方針に従い、これを周知徹底し、システム基盤強化や情報セキュリティ管理に関するマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC27001、クラウドサービスセキュリティの国際規格であるISO/IEC27017の認証及び個人情報保護マネジメントシステムのプライバシーマークを取得し、システムリスク及び情報漏えいのリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議（ITSC）及び経営会議に報告する。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを「組織分掌規程」、「組織および職務権限規程」等に明確に定め、効率化を図る。当社は、取締役会において会社の大きな方向性として企業理念・行動基準を定め、それに基づき戦略的で具体的な中期経営計画等の長期計画と年度予算編成方針を定める。取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項は取締役会規則に明定し、必要に応じて取締役会を開催する他、その他の重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する委員会等を設置する。

また、当社については業務執行の決定の委任を受けた取締役が、子会社については少数数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、取締役会において職務執行の監視を行う。職務の執行は取締役が取締役会の決議に基づいて役割分担し、審議機関かつ業務執行機関である経営会議にて、業務執行の方針の承認を受け、方針に基づいた業務運営を行う。

業務の運営については、全体的な目標と部門別目標を設定し、その目標設定に向け具体策を含めた年度計画、中期経営計画を策定し、それに基づき実行する。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における業務の適正を確保するために、グループ行動基準を定め、当社への報告体制を含むコンプライアンス体制を構築している。当社は、子会社等の関係会社管理として、関係会社管理規程を作成し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。さらに、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、グループ会社の業務プロセスの整備を行う。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合には、当社の取締役または使用人を任命する。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指示に従い職務を遂行するものとする。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価については、監査等委員会の意見を参考にするとし、人事異動には監査等委員会の同意を要するものとする。

- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または、そのおそれのあるとき、直ちにこれを監査等委員会に報告する。また前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や各種委員会に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

- (9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会への報告をした者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務執行について生じる費用のために、監査等委員会の意見を聞いて予算を定めることとし、監査等委員会から職務の執行についての費用の支払い請求を受けたときには、職務の執行に必要でないことを証明した場合を除いて、直ちにこれを支払う。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループの監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査等委員会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても当社及び子会社の取締役会及び使用人並びに会計監査人等に対して報告を求めることができることとしている。

また、業務執行取締役は監査等委員と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。内部監査部門は、効率的な監査等委員監査に資するよう監査等委員会との相互連携の充実、強化に努める。

なお、上記には当事業年度末日現在における方針及びその運用状況を記載しております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期末配当及び中間配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、2011年3月期に初配当を実施して以来、2024年3月期まで13期連続の増配を継続いたしました。当連結会計年度につきましては、2025年5月21日開催の取締役会において前年と同額の1株当たり15.0円の配当をすることを決議しております。

当社は、剰余金の配当のほか、毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様のうち、6ヶ月以上当社株式を保有されており、かつ、300株以上の当社株式を保有する株主様を対象に株主優待制度を継続しております。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、2021年度にスタートした長期ビジョン「RismonG-30」及び「第8次中期経営計画（2024～2025年度）」に沿い、積極的な投資を推進しながらも継続的かつ安定的な配当の実施を目指してまいります。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 2,567,213 | 流 動 負 債       | 859,188   |
| 現金及び預金          | 1,225,736 | 未 払 金         | 315,754   |
| 売 掛 金           | 460,340   | 短 期 借 入 金     | 350,100   |
| 貯 蔵 品           | 10,287    | リ ー ス 債 務     | 4,740     |
| 差 入 保 証 金       | 740,000   | 未 払 法 人 税 等   | 40,947    |
| そ の 他           | 142,559   | 賞 与 引 当 金     | 3,511     |
| 貸 倒 引 当 金       | △11,711   | そ の 他         | 144,133   |
| 固 定 資 産         | 4,572,049 | 固 定 負 債       | 297,898   |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,005,751 | リ ー ス 債 務     | 10,402    |
| 建 物             | 374,163   | 繰 延 税 金 負 債   | 237,974   |
| 器 具 備 品         | 52,682    | 退職給付に係る負債     | 30,734    |
| 土 地             | 568,352   | そ の 他         | 18,786    |
| リ ー ス 資 産       | 10,552    | 負 債 合 計       | 1,157,086 |
| 無 形 固 定 資 産     | 2,038,248 | 純 資 産 の 部     |           |
| の れ ん           | 62,764    | 株 主 資 本       | 5,101,944 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 1,096,263 | 資 本 金         | 1,188,168 |
| コ ン テ ン ツ 資 産   | 786,622   | 資 本 剰 余 金     | 813,643   |
| そ の 他           | 92,597    | 利 益 剰 余 金     | 3,196,694 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,528,049 | 自 己 株 式       | △96,562   |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,387,142 | その他の包括利益累計額   | 779,876   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 34,673    | その他有価証券評価差額金  | 757,236   |
| そ の 他           | 106,676   | 為替換算調整勘定      | 22,639    |
| 貸 倒 引 当 金       | △442      | 新 株 予 約 権     | 5,593     |
| 資 産 合 計         | 7,139,262 | 非 支 配 株 主 持 分 | 94,760    |
|                 |           | 純 資 産 合 計     | 5,982,175 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 7,139,262 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 3,728,251 |
| 売上原価            |         | 2,026,959 |
| 売上総利益           |         | 1,701,291 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,437,299 |
| 営業利益            |         | 263,991   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 754     |           |
| 受取配当金           | 23,894  |           |
| 投資事業組合運用益       | 14,286  |           |
| その他の            | 1,312   | 40,246    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 2,122   |           |
| コミットメントフィー      | 2,589   |           |
| 支払手数料           | 9,000   |           |
| その他の            | 574     | 14,287    |
| 経常利益            |         | 289,951   |
| 特別利益            |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 83,000  | 83,000    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 235,005 |           |
| 投資有価証券評価損       | 19,999  |           |
| 訴訟関連損失          | 124,382 |           |
| その他の            | 3,475   | 382,864   |
| 税金等調整前当期純損失     |         | △9,912    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 73,337  |           |
| 法人税等調整額         | △52,431 | 20,906    |
| 当期純損失           |         | △30,819   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 18,780    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | △49,599   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 2,029,604 | 流 動 負 債                 | 753,576   |
| 現金及び預金          | 868,448   | 未 払 金                   | 266,740   |
| 売 掛 金           | 290,002   | 短 期 借 入 金               | 350,100   |
| 貯 蔵 品           | 9,249     | 1年内返済予定の<br>関係会社長期借入金   | 70,000    |
| 前 払 費 用         | 54,555    | 未 払 法 人 税 等             | 11,478    |
| 差 入 保 証 金       | 740,000   | 契 約 負 債                 | 14,798    |
| そ の 他           | 67,741    | 預 り 金                   | 9,414     |
| 貸 倒 引 当 金       | △392      | そ の 他                   | 31,045    |
| 固 定 資 産         | 4,493,525 | 固 定 負 債                 | 1,476,175 |
| 有 形 固 定 資 産     | 964,249   | 関係会社長期借入金               | 1,220,000 |
| 建 物             | 361,695   | 修 繕 引 当 金               | 16,744    |
| 器 具 備 品         | 34,201    | そ の 他 の 引 当 金           | 1,513     |
| 土 地             | 568,352   | 繰 延 税 金 負 債             | 237,918   |
| 無 形 固 定 資 産     | 1,951,098 | 負 債 合 計                 | 2,229,752 |
| 商 標 権           | 1,688     | 純 資 産 の 部               |           |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 1,013,072 | 株 主 資 本                 | 3,538,831 |
| コ ン テ ン ツ 資 産   | 845,133   | 資 本 金                   | 1,188,168 |
| そ の 他           | 91,203    | 資 本 剰 余 金               | 814,754   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,578,177 | 資 本 準 備 金               | 751,019   |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,191,891 | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 63,735    |
| 関 係 会 社 株 式     | 302,855   | 利 益 剰 余 金               | 1,632,470 |
| 長 期 前 払 費 用     | 60,603    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,632,470 |
| 敷 金             | 19,227    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,632,470 |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 282       | 自 己 株 式                 | △96,562   |
| そ の 他           | 3,600     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 748,953   |
| 貸 倒 引 当 金       | △282      | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 748,953   |
| 資 産 合 計         | 6,523,130 | 新 株 予 約 権               | 5,593     |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 4,293,377 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 6,523,130 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 2,211,925 |
| 売 上 原 価               |         | 1,096,998 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,114,926 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,043,879 |
| 営 業 利 益               |         | 71,046    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,112   |           |
| 受 取 配 当 金             | 23,894  |           |
| 受 取 家 賃               | 18,960  |           |
| そ の 他                 | 2,749   | 46,716    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 13,818  |           |
| コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー   | 2,589   |           |
| 支 払 手 数 料             | 9,000   |           |
| そ の 他                 | 190     | 25,598    |
| 経 常 利 益               |         | 92,163    |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 83,000  | 83,000    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 246,761 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 19,999  |           |
| 訴 訟 関 連 損 失           | 124,382 | 391,144   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | △215,980  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,898   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △56,190 | △50,291   |
| 当 期 純 損 失             |         | △165,689  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

リスクモンスター株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人  
東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 渡 邊 孝 志  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 加 藤 誠 一 朗

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リスクモンスター株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

リスクモンスター株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人  
東京都千代田区  
代 表 社 員 公認会計士 渡 邊 孝 志  
業 務 執 行 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 加 藤 誠 一 朗

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リスクモンスター株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度に於ける「取締役の職務の執行」を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、及び、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）、及び、その附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

リスクモンスター株式会社 監査等委員会

監査等委員 太田 敏 晶 ㊞

監査等委員 奥 村 正太郎 ㊞

監査等委員 田 邊 愛 ㊞

(注) 監査等委員太田敏晶、奥村正太郎、及び、田邊愛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役を1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                               | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                        | 【 再 任 】<br>ふじ もと た いち<br>藤 本 太 一<br>(1971年5月8日生) | <p>1995年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社<br/>2000年9月 当社設立、取締役<br/>2004年2月 当社常務取締役<br/>2004年6月 当社専務取締役<br/>2007年3月 リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役社長<br/>2009年4月 リスモン・ビジネス・ポータル株式会社代表取締役社長(現任)<br/>2010年4月 当社取締役副社長 経営全般担当 兼 カスタマーセンターセンター長 兼 関連事業統括部部長 兼 業務部部長 兼 管理ソリューション部部長<br/>2011年1月 日本アウトソース株式会社代表取締役社長<br/>2011年4月 当社代表取締役COO 兼 CFO<br/>2011年6月 サイバックス株式会社代表取締役会長<br/>2012年4月 当社代表取締役社長 兼 COO<br/>2012年9月 利墨(上海)商務信息咨询有限公司董事長(現任)<br/>2013年4月 当社代表取締役社長(現任)<br/>2017年8月 海南紐康信息系統有限公司董事(現任)<br/>2021年9月 株式会社シッブス取締役(現任)<br/>2021年12月 一般財団法人リスモン財団代表理事(現任)<br/>2022年4月 日本アウトソース株式会社取締役(現任)<br/>2023年4月 リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役会長<br/>リスモン・ビジネス・ポータル株式会社代表取締役社長<br/>日本アウトソース株式会社取締役<br/>株式会社シッブス取締役<br/>利墨(上海)商務信息咨询有限公司董事長<br/>海南紐康信息系統有限公司董事<br/>一般財団法人リスモン財団代表理事</p> | 848,600株          |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>藤本太一氏は創業者の一人であり、当社のビジネスモデル及び格付ロジックの考案者であります。また、当社の独自データベースの構築及びこれを活用した新たなサービス開発を推し進め、当社及びグループ各社の代表取締役としてグループ全般を統括し、新たな挑戦ができる事業環境への主導的な役割を通じて、企業価値の向上に取り組んでおります。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続きその候補者としてしました。</p> |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>【 再 任 】<br/>堀 龍 児<br/>(1943年 9 月 3 日生)</p> | <p>1966年 4 月 岩井産業株式会社(現 双日株式<br/>会社)入社<br/>1996年 6 月 日商岩井株式会社(現 双日株式<br/>会社)取締役<br/>2000年 6 月 同社常務取締役<br/>2002年 6 月 同社専務執行役員<br/>2003年 4 月 早稲田大学法学部教授<br/>2004年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教<br/>授<br/>2011年 6 月 当社社外取締役(現任)<br/>2012年 6 月 株式会社T &amp; Dホールディング<br/>ス社外取締役<br/>2014年 4 月 T M I 総合法律事務所顧問 (現<br/>任)<br/>2014年 4 月 早稲田大学名誉教授 (現任)<br/>2014年 6 月 阪和興業株式会社社外取締役<br/>(現任)<br/>2018年 6 月 株式会社ロッテ社外監査役<br/>2019年12月 T M I ベンチャーズ株式会社<br/>代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>早稲田大学名誉教授<br/>T M I 総合法律事務所顧問<br/>T M I ベンチャーズ株式会社代表取締役<br/>阪和興業株式会社社外取締役</p> | 19,700株           |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>堀龍児氏は、日商岩井株式会社(現 双日株式会社)で長年の業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、専務執行役員として企業経営に関与した経験を有し、また、法律の専門家として大学教授の経験も有することから、取締役会の多様性を確保するとともに、これらの経験と幅広い見識をもって、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続きその候補者といいたしました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、企業経営に関する豊富な経験及び大学教授としての知見に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。</p> |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                    | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )               | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                             | 【 再 任 】<br>ゆ り 利 孝<br>(1960年 9 月24日 生) | 1983年 4 月 ニチメン株式会社 (現 双日株式会社) 入社<br>1987年 6 月 テクマトリックス株式会社へ出向<br>1998年 3 月 テクマトリックス株式会社取締役<br>2000年 4 月 テクマトリックス株式会社代表取締役社長<br>FinancialCAD Corporation<br>Director<br>2004年 7 月 テクマトリックス株式会社代表取締役社長最高執行役員<br>2007年 8 月 合同会社匡知悟業務執行社員<br>2007年 9 月 クロス・ヘッド株式会社取締役<br>2009年 8 月 株式会社カサレアル取締役<br>2024年 4 月 テクマトリックス株式会社取締役<br><br>2024年 6 月 当社社外取締役 (現任)<br>2024年 8 月 TY Insight株式会社代表取締役 (現任)<br><br>2024年 9 月 レーザーテック株式会社社外取締役 (現任)<br>2024年12月 アイビーシー株式会社社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>TY Insight株式会社代表取締役<br>レーザーテック株式会社社外取締役<br>アイビーシー株式会社社外取締役 | 900株              |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>由利孝氏は、テクマトリックス株式会社で長年代表取締役を務め、事業環境を見極めた経営方針及び戦略により、同社の業務拡大を推進してきました。それらの経験を当社の経営に反映していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、その有する知見等に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                   |

- (注) 1. 藤本太一氏、堀龍児氏及び由利孝氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀龍児氏及び由利孝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀龍児氏及び由利孝氏は社外取締役として、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、かつ、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしておりますので、当社は、上記 2 名を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://ssl4.eir-parts.net/doc/3768/ir\\_material3/242201/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/3768/ir_material3/242201/00.pdf)) に掲載しております。
4. 堀龍児氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。

5. 由利孝氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、現在、堀龍兄氏及び由利孝氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、本総会において、上記2名が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、責任限定契約の概要は次のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、現在、藤本太一氏、堀龍兄氏及び由利孝氏との間で会社法第430条の2第1項の補償契約の締結をしており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。上記3名が選任された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。
8. 当社は、現在、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる第三者訴訟、株主代表訴訟、不当雇用慣行訴訟及び証券訴訟において発生する損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。もともと、犯罪行為、法令違反の事実を認識しながら行為を行った場合等については免責される内容となっており、免責額が定められております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                   | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )               | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                            | 【 再 任 】<br>おお 太 田 敏 晶<br>(1958年 5 月 18 日 生) | 1981年 4 月 オリックス株式会社入社<br>1999年 3 月 同社渋谷支店長<br>2003年 3 月 同社京都支店長<br>2005年 4 月 同社京滋ブロック長<br>2006年 3 月 同社人事グループ長<br>2007年 4 月 同社総務グループ長（兼務）<br>2007年 7 月 同社人事・総務本部副本部長<br>2010年 7 月 同社国内営業統括本部近畿営業<br>担当 理事<br>大阪プロジェクト営業部長<br>兼 近畿統括部長<br>2011年 3 月 オリックス・レンテック株式会<br>社取締役社長<br>兼 オリックス株式会社情報通<br>信事業本部長<br>2012年10月 オリックス保険コンサルティング<br>株式会社代表取締役社長<br>2017年 3 月 当社顧問<br>2017年 6 月 当社常勤監査等委員である社外<br>取締役（現任） | 0株                |
| <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>太田敏晶氏は、オリックス株式会社において長年の豊富な業務経験を積み、また、オリックス・レンテック株式会社及びオリックス保険コンサルティング株式会社において企業経営に関与した経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続きその候補者といたしました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、企業経営に関する経験に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>【 再 任 】</p> <p>おく むら しょう た ろう<br/>奥 村 正 太 郎<br/>(1955年 3 月 2 日 生)</p> | <p>1980年 8 月 株式会社奥村組入社<br/>1989年 6 月 同社取締役<br/>1993年 6 月 同社常務取締役<br/>1994年 6 月 同社代表取締役副社長<br/>1995年 6 月 同社代表取締役社長<br/>2001年12月 同社取締役相談役<br/>2004年 6 月 同社相談役<br/>2006年 6 月 ヤンマー株式会社社外監査役<br/>2013年 4 月 当社顧問<br/>2013年 6 月 当社社外監査役<br/>2015年 6 月 当社監査等委員である社外取締<br/>役 (現任)<br/>2018年 6 月 ヤンマーホールディングス株式<br/>会社社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>ヤンマーホールディングス株式会社社外監<br/>査役</p> | 23,300株           |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>奥村正太郎氏は、株式会社奥村組において長年の豊富な業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、代表取締役社長等として企業経営に関与した経験を有しており、また、他社において社外監査役の経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続きその候補者といいました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、豊富な経験及び他社における社外監査役としての経験に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。</p> |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | 【 再 任 】<br>た な べ<br>田 邊 愛<br>(現姓：小川)<br>(1986年1月21日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 2011年12月 弁護士登録<br>2012年1月 弁護士法人堂島法律事務所入所<br>2017年1月 関東財務局証券検査官<br>2018年1月 証券取引等監視委員会事務局<br>検査官（半年間併任）<br>2019年1月 弁護士法人堂島法律事務所入所<br>2021年4月 当社顧問<br>2021年6月 当社監査等委員である社外取締役<br>役（現任）<br>2022年3月 インクグロウ株式会社社外監査<br>役（現任）<br>2022年9月 株式会社日本ナーシング&ホス<br>ピスケア社外取締役<br>2023年1月 U b i e 株式会社社外監査役<br>（現任）<br>2025年1月 弁護士法人堂島法律事務所 パ<br>ートナー就任（現任）<br>2025年3月 株式会社シンカ社外取締役（現<br>任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>弁護士法人堂島法律事務所 パートナー<br>インクグロウ株式会社社外監査役<br>U b i e 株式会社社外監査役<br>株式会社シンカ社外取締役 | 3,800株            |
|            | <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>田邊愛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務をはじめとする法律相談等多数の案件対応の経験を有し、関東財務局証券検査官及び内閣府事務官（証券取引等監視委員会事務局検査官）としての行政機関の実務を経験しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに当社取締役会の多様性を推進し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続きその候補者といいました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、その有する知見等に加え、女性の活躍という観点から、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 各監査等委員である取締役候補者は社外取締役として、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、かつ、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしておりますので、当社は、各氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://ssl4.eir-parts.net/doc/3768/ir\\_material3/242201/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/3768/ir_material3/242201/00.pdf)）に掲載しております。
4. 太田敏晶氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
5. 奥村正太郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
6. 田邊愛氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員であ



る社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

7. 奥村正太郎氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
8. 当社は、各監査等委員である取締役候補者との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、原案どおり上記3名が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であり、その概要は次のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は、各監査等委員である取締役の候補者との間で会社法第430条の2第1項の補償契約の締結をしており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。上記3名が選任された場合は、当該補償契約を継続する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる第三者訴訟、株主代表訴訟、不当雇用慣行訴訟及び証券訴訟において発生する損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。もともと、犯罪行為、法令違反の事実を認識しながら行為を行った場合等については免責される内容となっており、免責額が定められております。各監査等委員である取締役の候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 田邊愛氏は、婚姻により小川姓となりましたが、旧姓の田邊愛を職務上の氏名としております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月25日開催の定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された小林賢氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、あらためて法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

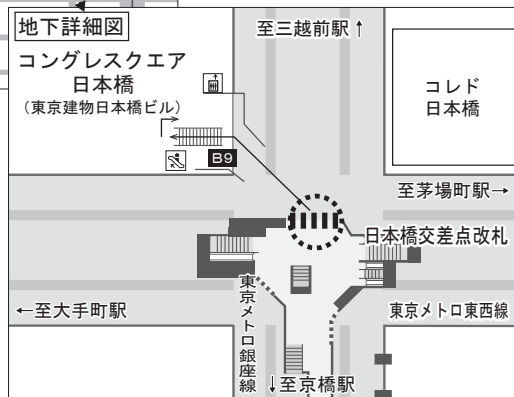
| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| すず き りゅう すけ<br>鈴 木 龍 介<br>(1966年9月17日生)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1993年1月 司法書士登録<br>2006年12月 司法書士法人鈴木事務所設立、代表社員（現任）<br>2008年6月 当社社外監査役<br>2011年6月 株式会社エー・ディー・ワークス社外監査役<br>2015年6月 当社監査等委員である社外取締役<br>2021年6月 当社社外取締役（現任）<br>日本司法書士会連合会副会長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>司法書士法人鈴木事務所代表社員<br>日本司法書士会連合会副会長 | 24,400株                |
| 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>鈴木龍介氏は、これまで当社の社外取締役や監査等委員である社外取締役を務め、当社及び監査等委員における実務を十分に把握していること、また過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、司法書士法人の代表社員として企業法務全般における幅広い知識と豊富な経験を有していることから、それらを当社の経営に反映していただけるものと判断し、その候補者といたしました。選任後は、社外取締役としての独立した立場で、その有する知見等に基づき、当社業務執行取締役の適正な職務執行を監督していただくことを期待しております。 |                                                                                                                                                                                                                               |                        |

- (注) 1. 鈴木龍介氏は、当社が主に登記関連業務を委託している司法書士法人鈴木事務所の代表社員であり、過去19年間に当社より委任報酬を受けており、今後 auch 受ける予定があります。
2. 鈴木龍介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木龍介氏は、社外取締役として、当社が定める社外役員の独立性に関する基準の要件を充たし、かつ、東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしておりますので、同氏が実際に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性に関する基準の要件の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://ssl4.eir-parts.net/doc/3768/ir\\_material3/242201/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/3768/ir_material3/242201/00.pdf)) に掲載しております。
4. 鈴木龍介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年であります。
5. 鈴木龍介氏は、過去に当社の社外監査役及び監査等委員である社外取締役でありました。
6. 当社は、鈴木龍介氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、鈴木龍介氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第430条の2第1項の補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することといたします。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる第三者訴訟、株主代表訴訟、不当雇用慣行訴訟及び証券訴訟において発生する損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。もっとも、犯罪行為、法令違反の事実を認識しながら行為を行った場合等については免責される内容となっており、免責額が定められております。鈴木龍介氏が社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル2階  
 コングレスクエア日本橋 コンベンションホールA B



## 交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅  
B9出口直結
- 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅  
B5出口より徒歩3分
- J R線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分